資料2

# 各用途における安全避難について

令和6年10月21日

神戸市消防局予防部査察課

## 神戸市火災予防条例第49条の規制対象

#### 神戸市火災予防条例第49条の規制対象

| 用途                | 延べ面積       | スプリンクラー設置<br>(設置=○、未設置=×) | バルコニーの設置<br>(条例49条対象) |
|-------------------|------------|---------------------------|-----------------------|
| 共同住宅<br>((5)項口)   | 6,000㎡未満   | 0                         |                       |
|                   |            | ×                         | 対象                    |
|                   | 6,000㎡以上   | 0                         | 対象                    |
|                   |            | ×                         | 対象                    |
| ホテル・旅館<br>((5)項イ) | 6,000㎡未満   | 0                         |                       |
|                   |            | ×                         | 対象                    |
|                   | 6,000㎡以上   | 0                         | 対象                    |
| 病院・診療所<br>((6)項イ) | 6,000㎡未満 · | 0                         |                       |
|                   |            | ×                         | 対象                    |
|                   | 6,000㎡以上   | 0                         | 対象                    |
| 福祉施設<br>((6)項口、ハ) | 6,000㎡未満   | 0                         |                       |
|                   |            | ×                         | 対象                    |
|                   | 6,000㎡以上   | 0                         | 対象                    |

#### 共同住宅、ホテル・旅館((5)項)

- ▶ 自力避難が可能な方が主として利用する施設
- ▶ 宿泊者又は居住者が安全に屋外等へ安全に避難できる方 策が求められる
- → 一定の安全性が確保された直通階段(避難階段)まで安全に避難する(階避難)方策として、バルコニー避難と同等の効果がある方策を検討

#### 病院・診療所、福祉施設(%)項)

- ▶ 自力避難が困難な方が主として利用する施設
- ▶ 火災発生時、限られた従業員等により、初期消火、消防機関への通報、入所者等の避難誘導等を行う必要がある
- ▶ 効率的・効果的な避難誘導は必須であり、自力での垂直 避難が困難であることを踏まえ、一定の安全が確保され た場所に水平避難させるなどバルコニー避難と同等の方 策を検討

## 一時避難場所を設置した水平避難

適用用途:(6)項(比較的規模が大きいもの=延べ6,000㎡以上)

要件:スプリンクラー設備

技術上の基準

#### 1 一時避難場所の基準

- ① 就寝の用に供する居室が存する各階に、2箇所以上設置すること。
- ② 直通階段に接続するように設置すること。
- ③ 出入口を除き、耐火構造の壁で区画し、室内に面する部分の仕上げを不燃材料ですること。なお、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合はこの限りでない。
- ④ 屋内から一時避難場所への出入口は特定防火設備(常閉又は煙感連動)とし、一時避難場所から階段室への出入口を防火設備(常閉又は煙感連動)とすること。
- ⑤ 床面積は、各階の避難者数と占有面積(0.4㎡)の積を当該階の一時避難場所の数で除して得た値と5㎡を比較し、大きい値以上の面積をそれぞれ有すること。ただし、利用者の状況や防火区画がされている等、当該面積を有していなくても避難上支障が無い場合はこの限りでない。また、ストレッチャーごと避難させることが想定される場合は、上記面積によらず実態に即した面積とすることが望ましい。
- ⑥ 一時避難場所は、建基令第120条(直通階段の設置)第1項及び建基令第121条(2以上の直通階段を設ける場合)第3項に基づく基準を満たす箇所に設置すること。
- ⑦ 建基政令第126の3に定める排煙設備を設けること。ただし、一時避難場所を外気に開放されたバルコニーとする場合は、この限りでない。
- ⑧ 一時避難場所と同一階の就寝の用に供する居室とは、1以上の安全区画(一時避難場所への延焼阻止及び避難者の安全性を担保する為に設ける区画)を通じて連絡すること。

#### 2 安全区画の基準

- ① 建基政令第126の3に定める排煙設備を設けること。ただし、安全区画が外気に開放されている場合(開放廊下等)はこの限りでない。
- ② 安全区画と居室及び室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。また、壁及び天井の仕上げは不燃材料又は準不燃材料とすること。
- ③ 安全区画に面する居室、室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で造られた扉及び窓を設置すること。なお、各階を2以上に不燃区画する場合(それぞれの区画内に直通階段を設置する場合に限る。)は、当該階の安全区画に面する居室、室の開口部を随時閉鎖式とすることができる。
- ④ 避難上支障がない状態が維持されていること。

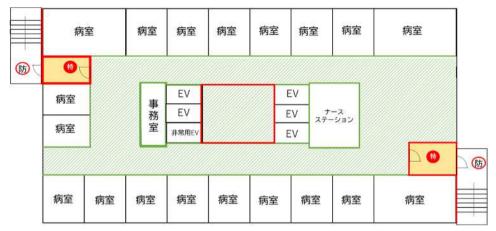
#### 

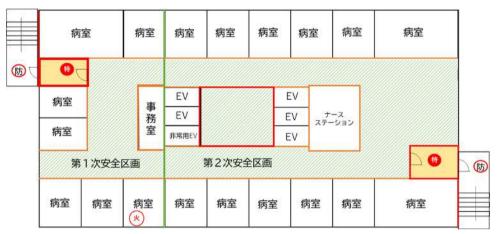
(安全区画に面する居室、室の開口部を常時閉鎖式等にできない場合)

t

# 一時避難場所を設置した水平避難の例

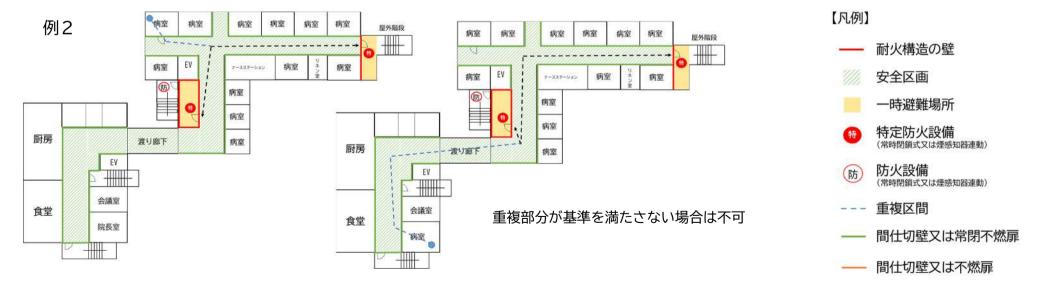
#### 例1





開放された室等は安全区画の基準を満たすように設置

各居室を常閉とできない場合は防火区画し、1次安全区画と2次安全区画を形成



## 平面を大きく複数に防火区画した水平避難

適用用途:(6)項(比較的規模が大きいもの=延べ6,000㎡以上)

要件:スプリンクラー設備

技術上の基準

- 1 防火区画の基準
- ① 就寝の用に供する居室が存する各階を2以上に防火区画すること。
- ② それぞれの区画内に直通階段を設置すること。
- ③ 準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備(常閉又は煙感連動)で区画すること。
- ④ 特定防火設備は、いずれの避難方向にも開くことができる開き勝手であることが望ましい。
- ⑤ 区画した各々の部分からは、安全に階段まで到着できること。
- ⑥ それぞれ区画した部分の避難人数がほぼ等しくなるなど避難上支障の無い位置で区画すること。
- ⑦ 避難の用に供する通路、廊下等は安全区画とすること。
- 2 安全区画の基準
- ① 建基政令第126の3に定める排煙設備を設けること。ただし、安全区画が外気に開放されている場合(開放廊下等)はこの限りでない。
- ② 安全区画と居室及び室は、床から上階の床まで達する不燃材料で造られた間仕切りで区画すること。間仕切りが上階の床まで達していない場合は、天井を不燃材料で造ること。また、壁及び天井の仕上げは不燃材料又は準不燃材料とすること。
- ③ 安全区画に面する居室、室の開口部には、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の不燃材料で作られた扉及び窓を設置すること。
- ④ 避難上支障がない状態が維持されていること。

### 【概念図】

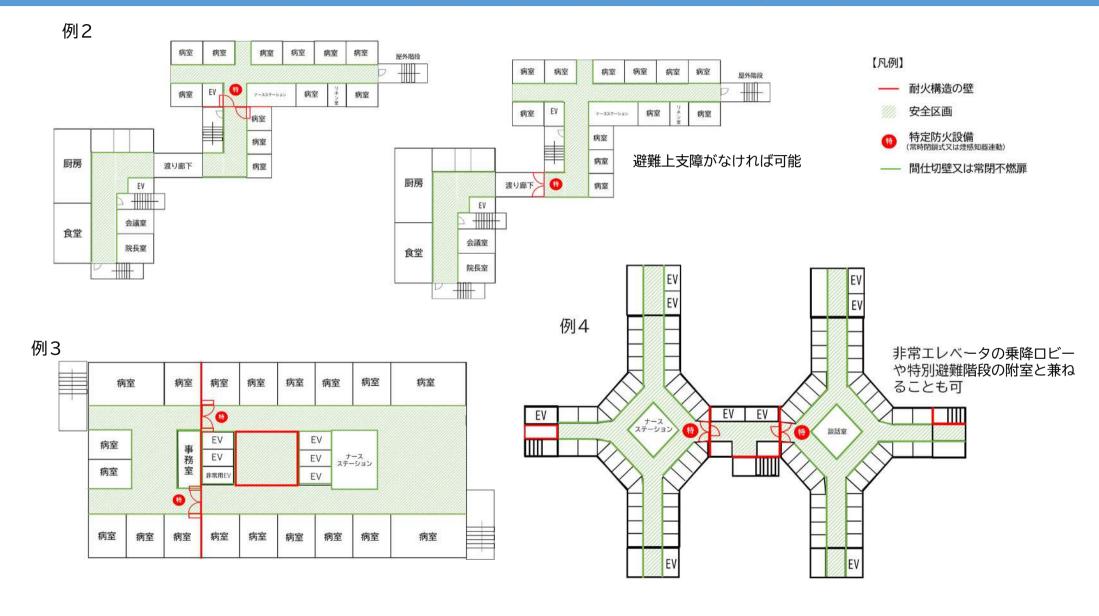




# 【凡例】 一 耐火構造の壁 安全区画 特定防火設備 (常時閉鎖式又は煙感知器連動)

t

# 平面を大きく複数に防火区画した水平避難

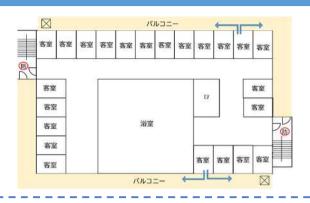


# 共同住宅、ホテルにおける安全避難について

神戸市火災予防条例第49条

居室 ▶ バルコニー ▶





新たな方策

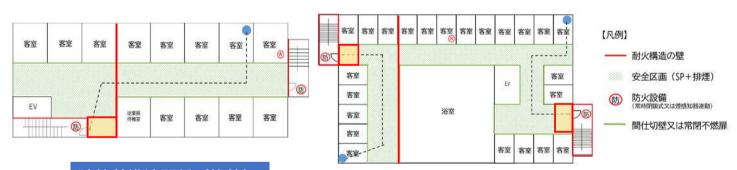
居室 🗪 安全

安全区画 🕈 避難階段

安全区画

=SP+排煙設備+ 間仕切壁又は 常閉不燃扉

「安全区画」が「バルコニー」と同等 の安全性が確保されれば同等以上の方策 として考えることができるか それとも、防火区画や一時避難場所な どの設置が必要か



#### 建築基準法関係(抜粋)

- 1 排煙設備(建築基準法施行令第126条の2) 延べ面積500㎡を超える建築物
- 2 2以上の直通階段(建築基準法施行令第121条) 耐火又は準耐火建築物である共同住宅・ホテルで、宿泊室又は居室の床面積の合計が200㎡を超える階
- 3 避難階段(建築基準法施行令第122条) 5階以上の階又は地下2階以下に通ずる直通階段は避難階段としなければならない。
- 4 特別避難階段(建築基準法施行令第122条) 15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる直通階段は特別避難階段としなければならない。